

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成 27 年 8 月 11 日

井原市議会議長
上野安是様

井原市議会議員 佐藤 豊

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成27年8月5日
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	大阪府大阪市淀川区宮原3-5-36 新大阪トラストタワー 2F
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	地方議会研究会
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	一般財団法人地域開発研究所 上席主任研究員 博士 牧瀬 稔
5. 活動内容	1、正しい議会改革とは何か 2、議会基本条例の光と影 上記2講座の研修 研修内容は別添

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

1、正しい議会改革とは何か (何のために議会改革をするのか)

① 議会の役割とは

1、執行機関の監視機能

現状は、執行機関の提案を丸のみする議会が50%、また、全国的にも議案の修正や否決の数も1～3件程度の状況であり、このような現状では、議会の執行機関に対する監視機能が発揮されているとはいえないと厳しい指摘あり。

2、政策立案機能

地方自治法第112条に議会には「条例を提案する権利」があるとされているが、権利を活用している議会は少ない状況にある。2011年の全国の地方議会で議員提案の政策条例が一つもない「無提案」議会が91%の状況であることから地方議会への奮起を促された。

全国の議員提出条例案の傾向は、都道府県では、産業振興、環境・公害、防犯・防災に対する条例案が、また、市議会では福祉・医療、産業振興に対する条例案の提案が多いことが紹介された。

② 議会改革とは

議会（議員）の最終的な目的は「住民の福祉の増進」である。その意味で議会改革も、当然「住民福祉の増進」を達成していくために実施しなければならない。今後は、監視機能も大切だが、政策立案機能を高めることが先という立場を取ってもいいのではと講師の話であった。

最近、自治体の議会改革は議会改革をすることが目的化しているところがある。また、議会改革ランキングに視線が行って、住民に視線が行っていない傾向があることに注意しながらの改革をしなければならないとの話であった。

今後の改革の視点として、執行機関をマネジメントしていく機能を高める観点が必要であるとの話であった。

③ こんな議会改革（事例紹介）

- 1、 議会が大学と連携協定を締結
- 2、 追跡質問制度の採用

- 3、 市議会モニター制度の採用
- 4、 議会アドバイザー制度の採用議会の採用
- 5、 議長マニフェストの提示
- 6、 議会事務局の体制強化

他にも数例の紹介があり、事例を参考に前向きな議会改革を推進することが、よりよい議会改革につながるとの話であった。

④ ユニークな条例の紹介

地方分権一括法を契機として条例制定権が拡大したことから地域独自のユニークな条例が登場している。また、条例も法と同じように法的根拠の一部をなすことになる。

- 1、 青森市「市民とともに進める雪処理に関する条例」
- 2、 宝塚市「夜間花火規制条例」
- 3、 千葉市「落書き防止に関する条例」
- 4、 福岡市「節水推進条例」
- 5、 鶴田町「朝ごはん条例」
- 6、 志木市「自然再生条例」
- 7、 高知市「方言で書いた条例」

議会が地域課題の解決や解消に向けた政策条例を提案し、施行されることにより、議会としての政策立案機能を発揮した事例とし紹介された。

⑤ 議会事務局の改革（強化）

議会改革は議員だけで実現することは出来ない。議会事務局の強化も必要であり、三田市では議会基本条例に「議会の政策立案等に資する職員を議会事務局の職員として出向させるよう市長に要請するという条文を入れることにより事務局の体制強化に繋げている。また、他市の事例では、市の退職職員で法制に精通する職員を議会事務局に再任する取り組みで議会の政策立案機能強化と議会・議員発議の条例や議案を出しやすい環境整備に努めている議会の紹介があり、今後の参考となった。

2、 議会基本条例の光と影 (～議会基本条例総論～)

① 議会基本条例の定義

議会基本条例、「地方自治の本旨に基づく地方議会運営の基本原則を定めた条例」と捉えることが定義である。

② 基本条例の目的

議会基本条例施行自治体の条例の目的には、「議会運営の基本事項」「議会の基本理念」「議会の責務」「議会の原則」などの語句を用い、議会のあり方を明確にし、また、先進地の基本条例では目的規定の内容も長文が多かったが、最近の条例は目的規定が短い傾向にあり、なんとなく基本条例を制定する傾向が見えて危惧をしているとの講師の話であった。

③ 基本条例の制定状況

制定の増加傾向に対する専門家の声

「単なる流行現象」森 啓 北海学園大学大学院講師

「意味のないアクセサリ一条例の増加」

中尾 修 東京財団研究員

「意味のないアクセサリ一条例」とは

- 1、 議会報告会の開催による市民との意見交換
- 2、 市民の政策提言と位置付け請願、陳情の提出者による意見陳述
- 3、 議員間の自由討議

上記の3要件を議会基本条例の義務規定として明記していない条例は、単なる「意味のないアクセサリ一条例」であるとの厳しい指摘があった。

議会基本条例制定議会数 2014年時点で571議会。

④ 議会報告会

対面型式

- 1、 多くの参加者への対応は可能
- 2、 対話が対立構造を招く傾向がある
- 3、 偉そうな感じを与える

テーブル囲み式（オープン・ミーティング形式）

- 1、 視線がテーブルに向くことで、参加者の意識が共有される
- 2、 一体感の醸成（参加意識の醸成）
- 3、 思い出づくり（参加者）

⑤ 基本条例の変更

時にあった議会基本条例にしていくことが大切である。3年後の見直し、5年後の見直しを条例に明記することも考えられる。熟慮・熟議が大切である。